

高安 健将 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

日本で「憲法」という言葉を聞くと、最初に連想される言葉が「改正」だという人も多いのではないだろうか。それは憲法改正に賛成であろうとなかろうと、である。それが今の日本の言論空間なのかもしれないし、憲法改正という旗印を掲げた（あるいは避雷針として用意した）政権が長く続いた結果なのかもしれない。

ただ、憲法は、自由で民主的な国にあっては、秩序の基礎を成し、人びとの自由と権利を守り、その国民の尊ぶ価値を体现する。憲法の文書に一部の改正が必要であるか否かを問わず、憲法とそこに表される価値は、その国にとって擁護されなければならないものである。「国」を守るというとき、それはもちろん人びとの生命、自由、財産そして人びとが作り出す社会を守るということでもあるが、その国の「かたち」を成す憲法秩序を守るということでもある。

*

アメリカ合衆国では、大統領や連邦議会議員が就任する際、就任の宣誓(oath of office)を行い、憲法の擁護を誓う。大統領の場合であれば、「私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽くして合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓います」という合衆国憲法第2条第2節第8項に定められた文言を用いて、合衆国憲法への忠誠を誓う¹。文言は違えども、上下の連邦議会議員などの公職者も同様に合衆国憲法に対し忠誠を誓う²。

ドイツの状況もまた興味深い。2024年、ドイツは基本法制定75周年を迎えていた。1949年5月23日に旧西ドイツで憲法にあたる基本法が制定され、その制定から75年が経った。板橋論文で詳しく論じられ

たかやす けんすけ

1971年東京都生まれ。1994年早稲田大学政治経済学部卒業、2003年ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)にてPh.D.(Government)を取得。専門は、比較政治学・政治過程論。成蹊大学法学部教授、同大学アジア太平洋研究センター所長等を経て、2023年より現職。成蹊大学名誉教授。著書に『首相の権力—日英比較からみる政権党とのダイナミズム』（創文社、2009年）、『議院内閣制—変貌する英国モデル』（中公新書、2018年）、『教養としての政治学入門』（共著、ちくま新書、2019年）など。

ているが、ドイツの憲法は改正を繰り返しており、3月には財政規律緩和に関する改正も行われている。他方で、2022年、現行の憲法と国家体制を否定し国家転覆をめざした大規模なクーデター計画が発覚した。また、極右政党が選挙で勢力を広げ、ドイツ政治は曲がり角に来ているのかとの印象もある。

しかし、あるいはそれゆえに、基本法制定75周年の記念式典で聞かれたシュタインマイヤー連邦大統領の演説はドイツの政治エリートと憲法（基本法）の関係を考えるうえで示唆的であった。少し長くなるが、その一部を紹介してみたい³。

「基本法は75年前の今日、採択されました。基本法は決して永遠に続くものとして作られはしませんでした。しかし今も生き続けており、何年にもわたって私たちを助けてくれました。基本法は、今やどこよりも長く存続している憲法のひとつであるにもかかわらず、75年を経ても古くはなく、もちろん時代遅れにはなっておらず、多くの他の憲法のお手本になってきました。」

「そして特にその[制定の—筆者註]時代には、基本法はより明るい未来に向けた最初の一步でした。その核には自由への約束があり、それは19の基本権のなかに規定され、拘束力を持ち法的に強制力があります。その全てのうえに恒星が輝いています。ナチ専制の経験と、共和国の未来にかけられた期待を比類なく抽出している第1条にある偉大で素晴らしいあの文です。私たちがたった今、[ホロコースト生存者の—筆者註]マルゴット・フリードレンダーから聞いた一文です。「人間の尊厳は不可侵である」。この

文はその重要性を何ら失っていませんし、その影響も、です。それは我々の憲法秩序にある絶対的な命令(categorical imperative)です。そして同時にそれは自発的になされた道徳的約束(commitment)です。」

「確かに私たちの憲法と私たちの憲法的現実の間の緊張は見逃されてきました。しかし、その結果、私たちの憲法に批判的な見方がなされてはなりません。むしろ現実の方に対し批判的な目は向けられるべきです。なぜなら基本法は総決算の結果ではなく使命だからです。それは最終目標ではなくコンパスです。私たちの基本法は私たちが何者であるかを語っていません。基本法は私たちがなれるものを示しています。それゆえに基本法は私たちに対する行動の呼びかけです、私たちの未来のために。基本法は勇気を、推進力を、現実に対する明確な見方を要求します。」

「自己を主張することは、何がなされなければならないのか、ということに関する明確な考えから始まります。私たちは本質において自分たち自身を定義する諸価値を擁護しなければなりません。そうした価値は譲れないものでなければなりません。しかし私たちは自分たちの目標をもっと明確に定義し、その目標を新しい挑戦に適應させなければなりません。」

「基本法の母たちそして父たちは、ドイツ人がどのようにして自分たちの最初のデモクラシーを破壊したのかを経験していました。民主的な国が、もし市民多数の支持を頼りとすることができなければ、そしてもしこの市民の多数が力を貸してくれなければ、内部から崩壊しうることを経験していました。そして、デモクラシーの敵がいかにしてデモクラシーを破壊して

しまえるのか、しかもデモクラシーの手段を用いてデモクラシーを破壊してしまえるのかを経験していました。」

「今日、基本法75周年の日に、基本法の約束を新たにしましょう。デモクラシーの敵に対しても立ち上がりましょう。私たちを分断する事柄に対しては寛容に取り扱い、しかし私たちを団結させるものをこそ強めていきましょう。」

「基本法の母たちそして父たちはよりよいドイツの建設を求めています。彼らは私たちに自由主義的なドイツを、民主的なドイツを、よきドイツを残してくれました。彼らが私たちに委ねてくれたレガシーを守りましょう。それを伝えていきましょう。」

ドイツの憲法である基本法制定75周年の記念行事で、ドイツの戦後史に明らかに誇りをもつシュタインマイヤー大統領が人びとに発したメッセージである。日本国憲法にも第99条に憲法尊重擁護義務の規定がある。日本の政治指導者たちは憲法記念日にどのようなメッセージを人びとに発するであろうか。

*

もちろん、国によって憲法の生い立ちも受けた風雪も異なる。今また直面する危機も違う。この特集では、「憲法を擁護する」ことに関連して今日、特徴をもつアメリカ、ドイツ、フィンランド、そして日本を取り上げている。各論文は、各々の憲法がどのような状況にあるのか、各々の国で憲法を擁護するということにどのような課題があるのか、何が重要なのかを考察する論考となっている。こうした検討を通して、各国の憲法が、これ

まで何を支え、どのような価値を体現してきたのかを考える契機になればと願っている。シュタインマイヤー大統領の言葉を借りれば、「市民多数の支持を頼りとすることができなければ、そしてもしこの市民の多数が力を貸してくれなければ」、憲法の文言が変わっても変わらなかったとしても、政治社会は、変質していくことになるかもしれない。憲法の変更を論じる以前に、私たちは憲法記念日にこそ日本国憲法がどのような価値を体現してきたのかを重ねて確認し、未来につないでいくべきレガシーと今後の政治社会のあり方を考えたい。■

《注》

- 1 'Inauguration of the president of the United States', USAGov website, <https://www.usa.gov/inauguration> (accessed 18 April 2025) .
- 2 'Text of the Oaths of Office for Supreme Court Justices', Supreme Court of the United States website, <https://www.supremecourt.gov/about/oath/textoftheoathsofoffice08-10-2009.pdf> (accessed 18 April 2025) .
- 3 参照したのは英語版である。なおドイツ語版を含め翻訳に際しては野口雅弘先生（成蹊大学）に多くをご教示頂いた。御礼を申し上げたい。訳文の責任はすべて筆者にある。
'The Basic Law and the Peaceful Revolution, what a great fortune that is to have in our hands', Speech by Federal President Frank-Walter Steinmeier at the ceremony to mark the 75th anniversary of the adoption of the Basic Law' (23 May 2024) <https://www.bundespraesident.de/Shared-Docs/Reden/EN/Frank-Walter-Steinmeier/Reden/2024/240523-basic-law-75th-anniversary.html> (accessed 18 April 2025) .